

# 福島県臨床心理士会規約

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、福島県臨床心理士会と称する。

第2条 本会に事務局を置く。事務局は別途に定める。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下協会という）の認定する「臨床心理士」の資格取得者の相互の連携を密にし、「臨床心理士」の資質と技能の向上をはかるとともに、人々の心の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の資質と技能の向上のための研修会、研究会などの開催
- (2) 人々の心の健康と福祉の増進のための講演会等の啓発活動
- (3) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

## 第3章 会員

第5条 本会の会員は、協会の認定する「臨床心理士」の資格を取得したもの（正会員）及び資格取得を希望するもの（準会員）とする。

第6条 正会員として入会を希望するものは、所定の申込用紙に必要事項を記入し、事務局に提出し、役員会の承認を得るものとする。準会員として入会を希望するものは、正会員2名の推薦を受け、所定の申込用紙に必要事項を記入し、事務局に提出し、役員会の承認を得るものとする。

第7条 退会を希望する会員は、退会届を事務局に提出するものとする。

第8条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その会員資格を喪失する。

- (1) 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (2) 臨床心理士資格を喪失したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 2年分以上会費を滞納したとき

第9条 本会の会員は、本会の定める「倫理規定」と協会の定める「倫理規定」及び「倫理綱領」並びに日本臨床心理士会の定める「倫理規程」及び「倫理綱領」を遵守しなければならない。

第10条 本会会長は、次の各号の一に該当するような行為が認められた会員を役員会の承認を得て除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく傷つける行為を行った会員
- (2) 倫理委員会の審査の結果、臨床心理士としての倫理を逸脱したと認められた会員

#### 第4章 組織

第11条 本会に次の役員を置く。

1. 会長1名
2. 副会長2名
3. 幹事数名
4. 会計1名
5. 監事2名
6. 代議員1名

第12条 前条の役員は、全てその任期を2年とし、再任を妨げない。

第13条 役員は、総会において会員の互選により選出する。

#### 第5章 運営

第14条

1. 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、必要なときには、その職務を代行する。
3. 幹事は、県北、県中南、会津、相双いわき地区を代表し、会務の円滑な運営にあたる。
4. 会計は、本会の会計を行う。
5. 監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。
6. 代議員は、本会の意見を日本臨床心理士会に反映させる。
7. 役員は、役員会を構成し、会の事業活動について協議し、実施する。
8. 役員会は、会長がこれを招集する。
9. 事業の円滑な執行のために、総務企画部門として、広報・研修・倫理委員会、領域別部門として、スクールカウンセリング・子育て支援・高齢者支援・医療保健・産業領域・被害者支援等の各種委員会を組織し、委員長を選任する。

第15条 本会に、会の発展に資するために顧問を置くことができる。

#### 第6章 会計

第16条 本会の会計は、次による。

1. 本会は、会員の納付する年会費、その他の収入により運営する。
2. 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

予算案及び決算は、第 17 条に定める総会において審議し、議決するものとする。

## 第 7 章 総会

### 第 17 条

1. 総会は、年 1 回とし会長が招集する。総会はその正会員の 2 分の 1 以上（委任状を含む）の出席を持って成立する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
2. 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。
3. 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって決する。
4. 総会において付議する事項は次のとおりとする。
  - (1) 活動報告及び活動計画、予算及び決算に関する事項
  - (2) 役員・委員長の選出

## 第 8 章 規約改正

第 18 条 規約の改正は、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

### 附則

- (1) この会則は、1992 年 7 月 18 日より発効する。
- (2) 本会の年会費は、3,000 円とし、1993 年 4 月 1 日より発効する。
- (3) この会則は、1995 年 7 月 30 日より発効する。
- (4) この会則は、1999 年 5 月 16 日より発効する。
- (5) 本会の年会費は、5,000 円とし、2004 年 5 月 16 日より発効する。
- (6) この会則は、2008 年 5 月 16 日より発効する。
- (7) この会則は、2013 年 6 月 9 日より発効する。